

## 磐田市御厨駅南北自由通路情報表示板広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、磐田市（以下「市」という。）が所有する御厨駅南北自由通路情報表示板（以下「御厨駅情報表示板」という。）への広告掲載に関し、磐田市広告掲載要綱（平成19年磐田市告示第27号。以下「要綱」という。）及び磐田市広告掲載基準（平成19年3月27日制定。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載可能な広告の範囲)

第2条 市は、御厨駅情報表示板上に、市政情報の妨げや誤解の生じない範囲で広告の掲載を行うことができる。

2 御厨駅情報表示板に広告を掲載できる者、広告の内容及び広告の範囲は、要綱及び基準に定めるところによる。

3 広告は、広告媒体としての御厨駅情報表示板の品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民及び鉄道利用者に不利益や不快感を与えないものとする。

### (広告の概要等)

第3条 御厨駅情報表示板に掲載する広告は次のとおりとする。

#### (1) 地図広告

規格	掲載位置	枠数	標準掲載料	標準掲載期間
縦167mm×横167mm 4色(CMYK)	市長が決定	5枠	1枠につき 18,000円	12か月

#### (2) 動画広告（デジタルサイネージ）

規格	ロール	秒数(1ロールあたり)	掲載順序	枠数	標準掲載料	標準掲載期間
70インチ 音声不可	10分	15秒	市長が決定	4枠	1枠につき 84,000円	12か月

放映時間は、5時30分から24時30分。

最低放映回数は、1か月あたり3,000回。

(3) 地図広告、動画広告ともに「御厨駅南北自由通路情報表示板広告作成仕様書」に基づいて作成するものとする。

### (広告の募集)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

2 前項の募集は、別に期間を定めて行うものとし、動画広告のみ、当該期間に申し込みがなかった掲載枠については、随時募集するものとする。

### (広告掲載の申込み)

第5条 御厨駅情報表示板への広告掲載希望者は、要綱第7条に規定する磐田市広告掲載申込書に次に掲げるものを添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) 会社概要、事業内容等がわかるもの

(2) 市内に住所（所在地）を有しない広告掲載希望者は、市区町村税の納付状況を確認できる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証明する書類の写し

(4) 広告原稿案又はデザイン案

(5) その他市長が必要と認める書類

2 (4)の広告原稿案又はデザイン案は、CD又はDVDにより提出するものとする。

3 動画広告の内容について変更がある場合は、別途協議するものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申込書の提出があつたときは、要綱第2条及び基準により広告掲載の適否の審査を経て掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の審査を行う際、必要があると認めるときは、要綱第9条に規定する磐田市広告審査委員会及び東海旅客鉄道株式会社の関連事業者(株式会社ジェイアール東海エージェンシー)の意見を聴くことができる。

3 第1項の審査により広告の掲載が可と認められる申込みが掲載枠を超えているときは、次の順位により掲載を決定する。

(1) 要綱第4条の規定による優先順位

(2) 新規の広告掲載希望者

4 前項の規定によっても、申込みが同順位で複数ある場合は、抽選により決定する。

5 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について要綱第8条に規定する磐田市広告掲載審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

6 市長は、前項の規定による通知を行う際、当該広告の仕様、内容等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(原稿の作成及び提出)

第7条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告原稿を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により納付するものとする。

(広告主の責任)

第9条 広告の掲載内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 広告主は、広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸及びこれに類する行為を行ってはならない。

(広告の内容等)

第 10 条 広告の内容及びデザインは、御厨駅情報表示板のイメージを損なうことのないよう、市、東海旅客鉄道株式会社の関連事業者(株式会社ジェイアール東海エージェンシー)及び広告主が協議のうえ掲載するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 11 条 市長は、要綱第 11 条に定めるもののほか、次の各号いずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 広告掲載に必要となる広告原稿が市長の指定する期日までに提出されないとき。

(2) 第 7 条第 6 項の規定による変更の指示及び条件に従わないとき。

(3) 前条第 1 項の規定による協議に応じないとき。

第 12 条 広告主は自己の都合により、御厨駅情報表示板の広告掲載を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、市長は、納付済みの広告料を返還しない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、御厨駅情報表示板への広告掲載に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

令和 2 年 10 月 1 日から施行する。